

独立行政法人大学入試センター旅費規則

平成13年4月1日
規則第60号

改正 平成16年3月25日規則第28号
改正 平成18年4月1日規則第34号
改正 平成21年3月30日規則第15号
改正 平成22年5月21日規則第29号
改正 平成24年3月30日規則第17号
改正 平成29年3月31日規則第10号
改正 令和2年3月31日規則第113号
改正 令和7年4月30日規則第11号

独立行政法人大学入試センター旅費規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第17条）
- 第2章 内国旅費（第18条－第31条）
- 第3章 外国旅費（第32条－第45条）
- 第4章 雜則（第46条－第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の業務のために旅行するセンターの役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 センターが役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「旅行命令者」及び「旅行依頼者」（以下「旅行命令権者」という。）とは、理事長とする。ただし、理事長が事故等により、旅行命令権者としての職務を遂行できないときは、理事がその職務を行う。
- 二 「指定職の職務」とは、独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。）第5条に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務をいう。
- 三 「内国旅行」とは、本邦（北海道、本州、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅

行をいう。

四 「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

五 「出張」とは、役職員がセンターの業務のため一時その常時勤務する事務所（以下「事務所」という。）を離れて旅行し、又は役職員以外の者がセンターの業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

六 「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から事務所に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧事務所から新事務所に旅行することをいう。

七 「帰住」とは、役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

八 「家族」とは、内国旅行にあっては役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にするものをいう。

九 「遺族」とは、役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

十 「何々地」とは、本邦においては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。ただし、「勤務地」という場合には、事務所から8キロメートル以内の地域をいう。

2 この規則において「職務の級」という場合には、職員給与規則第5条に規定する一般職俸給表による当該職務の級及び一般職俸給表の適用を受けない者について理事長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

（旅費の支給）

第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

二 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

三 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

五 役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

六 外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 七 外国勤務の役職員の配偶者又は子が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は赴任のため随伴中若しくは家族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦へ帰る途中の外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員
- 3 役職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号若しくは第82条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 役職員以外の者が、センターの依頼に応じ、センターの業務の遂行を補助するために旅行する場合には、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができるときは、当該家族を含む。次項において同じ。）が、旅行命令権者の判断で旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を取り消され又は変更され、或いは死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるとき又は支出しなければならない金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で独立行政法人大学入試センター旅費細則（平成13年細則第4号。以下「旅費細則」という。）で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行期間中の交通機関の事故、天災、宿泊施設の火災その他本人の責に帰すべきでない理由で、仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費細則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 問題作成部会の委員に対する旅費の支給方法については、別に定める。
(旅行命令等)
- 第5条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。
- 2 旅行命令等は、業務の円滑な遂行を図るため必要がある場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り発することができる。
(旅行命令等の手続き)
- 第6条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更（取消を含む。以下同じ。）する場合には、旅費細則で定めた旅行命令（依頼）簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令（依頼）簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 2 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令（依頼）簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
(旅行命令等に従わない旅行)
- 第7条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）、日当、宿泊料、食卓料、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、転居の実態を勘案して支給する。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、定額により支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について、支給する。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第4条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第10条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数は旅行のために現に要した日数として通算する。

- 2 第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書きの規定により通算した日数による。

(同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額)

第11条 旅行者が同一地域（本邦にあっては市町村の存する地域（特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除くものとする。

(私事居住地等からの出張)

第12条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張

地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(1日の旅行において日当又は宿泊料の定額が異なる場合)

第13条 1日の旅行において日当又は宿泊料（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(2事業年度にわたる旅費の支給)

第14条 出張の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、原則として2事業年度に区分して支給する。その区分は、事業年度経過後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。

- 2 前項の特例として、内国旅行については、当該旅行のうち翌年度に係る日数が14日以内の場合に限り、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から仮払いに支給することができる。
- 3 第1項の特例として、外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間とを通じた旅費を、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から仮払いに支給することができる。
- 4 前2項の規定により支給した旅費の精算によって生ずる返納金又は追給金は、その精算を行った日の属する事業年度の収入又は支出とする。
- 5 赴任旅費の支給については、赴任のための実際の旅行が前事業年度中に行われる場合であっても、採用発令日の属する事業年度の予算によるものとする。

(職務の変更等があった場合の区分)

第15条 出張中又は赴任中における年度の経過、出張者又は赴任者の職務又は職務の級が変更されたことに伴い交通費（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、職務等の変更後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。

(旅費の支給手続)

第16条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費細則で定める計算書に必要な書類を添えて出納役に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その支給に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 前項の計算書に添付する書類は、旅費細則で定める書類とする。
- 3 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行の旅費を精算しなければならない。
- 4 第4条第7項の規定により支給した旅費の精算については、前項の規定にかかわらず旅費細則に定める方法によるものとする。

(返納金等)

第17条 出納役は、前条の規定による精算の結果返納金があった場合には、旅費細則で定める様式により、速やかに返納金を納付させるための告知手続きをとり、告知した翌日より起算して20日以内に、当該返納金を納付させるものとする。

- 2 出納役は、前条の規定による精算の結果追給金があった場合には、速やかに追給金を支給するための手続きをとり、当該追給金を支給するものとする。
- 3 出納役は、その支払った仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者が第16条第3項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に返納金を納付しなかった場合には、出納役がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該仮払いに係る旅費額又は当該返納金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 4 前条第4項の規定による精算の結果、返納金及び追給金があった場合には、旅費細則に定める方法により処理するものとする。

第二章 内国旅費

(鉄道賃)

第18条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別車両料金（役員及び指定職の職務にあたる者並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者（以下「役員等」という。）に限る。）
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第19条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金（役員等に限る。）
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（役員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第20条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金

三 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級（役員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第21条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和26年法律183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前3号に掲げる費用に付随する費用

（日当）

第22条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（宿泊料）

第23条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第24条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（転居費）

第25条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第27条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して旅費細則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第26条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に相当する額とする。

（家族移転費）

第27条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する

額とする。

- 一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号並びに第39条第1号から第3号において同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊料、食卓料及び着後滞在費の合計額に相当する額
- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（勤務地内旅行の旅費）

第28条 勤務地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、別表第1の日当定額の3分の1に相当する額
- 二 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合には、別表第1の日当定額の2分の1に相当する額
- 三 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費
- 四 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料
- 五 第29条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、その他の交通費又は転居費

（勤務地以外の同一地域内旅行の旅費）

第29条 勤務地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第18条、第19条又は第21条の規定による額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費
 - 二 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費
 - 三 赴任を命ぜられた役職員が、役職員のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、転居の実態を勘案して旅費細則で定める方法により算定される転居費
- 2 第22条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

（退職者等の旅費）

第30条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 役職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費
- 二 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が、第4条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧勤務地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第44条第1項第3号ロ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

（遺族に対する旅費）

第31条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費
- 二 役職員が赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が第4条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧勤務地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。
- 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第1項第9号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 4 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第27条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、その他の交通費及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第32条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

- 2 前項本文の場合において、第27条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新勤務地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧勤務地又は旧居住地とみなす。

（鉄道賃）

第33条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のた

め特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 急行料金
 - 三 寝台料金
 - 四 座席指定料金
 - 五 特別車両料金 (役員等及び職務の級が 7 級以上の者に限る。)
 - 六 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級 (等級が 3 以上に区分された鉄道により職務の級が 6 級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(船賃)

第34条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 寝台料金
 - 三 座席指定料金
 - 四 特別船室料金 (役職員等及び職務の級が 7 級以上の者に限る。)
 - 五 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級 (等級が 3 以上に区分された船舶により職務の級が 6 級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(航空賃及びその他の交通費)

第35条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 座席指定料金
 - 三 前 2 号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。
- 一 役職員等及び職務の級が 7 級以上の者が移動するとき並びに職務の級が 6 級又は 5 級の者が長時間にわたる移動として旅費細則で定めるもの (次号において「特定航空移動」という。) をするとき (同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
 - 二 運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により役職員等及び職務の級が 7 級以上の者が移動するとき並びに職務の級が 6 級又は 5 級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - 三 職務の級が 4 級以下の者が著しく長時間にわたる移動として旅費細則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- 3 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、

次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車に類するものを利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車に類するもの、その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車に類するものの賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前3号に掲げる費用に付随する費用
(日当、宿泊料及び食卓料)

第36条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

- 2 第33条第1項第3号の寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第3の定額による。
- 4 第22条第2項及び第3項、第23条第2項並びに第24条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(転居費)

第37条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第39条第1項第1号若しく第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して旅費細則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第38条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、新勤務地の存する地域の区分に応じた別表第3の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に相当する額とする。

(家族移転費)

第39条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 赴任の際理事長の許可を受け、家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊料、食卓料、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 三 第1号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、第1号の規定に準じて算定した額
- 四 外国に赴任後理事長の許可を受け、家族（第1号又は第2号に規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、第1号の規定に準じて算

定した額

- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号又は第3号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第40条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次に掲げる費用（第五号から第十号については業務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

- 一 予防接種に係る費用
- 二 旅券の交付手数料及び査証手数料
- 三 外貨交換手数料
- 四 入出国税
- 五 保険料
- 六 医薬品の購入に係る費用
- 七 携行品の購入に係る費用
- 八 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- 九 第一号から第四号に掲げる費用に類する又は付随する費用
- 十 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして理事長が認めた費用
(死亡手当)

第41条 死亡手当は、役職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第4条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める定額とする。

(勤務地内旅行の旅費)

第42条 第28条（転居費に関する部分を除く。）の規定は、外国の勤務地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第1号、第2号及び第4号中「別表第1」とあるのは「別表第3」と、同条第5号中「第29条第1項第2号又は第3号」とあるのは「第43条において準用する第29条第1項第1号又は第2号の規定」と読み替えるものとする。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第43条 第29条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定は、外国の勤務地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「第18条、第19条又は第21条」とあるのは、「第33条、第34条又は第35条第3項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第44条 第4条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国勤務の役職員がその勤務地において退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧勤務地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に旧勤務地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
 - ① 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧勤務地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。
 - ② 赴任の例に準じて計算した旧勤務地からセンターまでの前職務相当の旅費（着後滞在費

を除く。)

- 二 役職員が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧勤務地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 三 外国勤務の役職員が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧勤務地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第22条第1項及び第23条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地からセンターまでの前章の規定による前職務相当の旅費
- 四 外国勤務の役職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧勤務地に帰った後当該退職等を伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
 - イ 外国の出張地から旧勤務地に帰る場合には、出張地を旧勤務地とみなして第1号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ロ 本邦の出張地から旧勤務地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ハ 退職等を知った日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧勤務地に帰った場合に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費
 - ① 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第36条第1項又は第22条第1項及び第23条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については15日分、宿泊料については15夜分を超えることができない。
 - ② 出張の例に準じて計算した出張地から旧勤務地までの前職務相当の旅費
 - ③ 旧勤務地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧勤務地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号ロの規定に準じて計算した旅費

- 五 外国勤務の役職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は家族を旧勤務地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧勤務地からセンターまでの転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

- 2 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ、第3号ロ又は第4号ハに規定する期間を延長することができる。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、役職員が外国旅行の途中において退職等となった場合に第4条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ旅費細則で定める。

（遺族の旅費）

第45条 第4条第2項第6号の規定により支給する旅費は、役職員の旧勤務地からセンターまでの転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）並びにセンターを居住地とみなして第31条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雜則

（旅費の調整）

第46条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を、支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、増額して旅費を支給することができる。

(端数の取扱い)

第47条 この規則の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(雑則)

第48条 この規則に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月30日）

この規則は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日以降に出発する旅行から適用する。